

一 般 用

平成30年分

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、所得税の青色申告決算書又は収支内訳書を基にして、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、**平成31年（2019年）4月1日（月）**です。
- 平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、**平成31年（2019年）4月1日（月）**です。
振替納税をご利用の方は、平成31年（2019年）4月24日（水）が振替日です。
※平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

《平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます》

- 消費税の軽減税率制度が平成31年（2019年）10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されます。詳しくは、手引き31ページをご覧ください。
- さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。特設サイトでは、軽減税率制度に関する各種パンフレット・軽減税率制度に関するQ & Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度に関するご相談は以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
上記の専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
※ 軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は、ガイダンスに沿って「1」を押してください。
※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。
詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページ（<http://kzt-hojo.jp/>）をご覧ください。
また、軽減税率対策補助金のご相談は以下で受け付けております。
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



この手引きの概要を紹介します。
はじめにお読みください。

手引きの構成

1 基礎知識	3ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	5ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	6ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	9ページ	設例を参考に、消費税額及び地方消費税額の計算方法を説明します。
5 地方消費税の税額計算	16ページ	
6 その他の項目	18ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
7 リバースチャージ方式による申告	20ページ	設例を参考に、申告書・別表及び付表2の記入方法を説明します。
8 申告と納付	23ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	24ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	25ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 消費税課税取引の判定表	30ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、判定表を掲載しています。
○ お知らせ（消費税軽減税率制度について）	31ページ	お知らせ（消費税軽減税率制度について）を掲載しています。
○ 振替納税の新規（変更）申込み	32ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・ 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、丁寧に記入してください。



国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

国税庁では、納税者の方からの国税に関する一般的なご相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

(注) ・ガイダンスの途中でも選択できます。

- ・ 「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」(*など)を押してから選択してください。

国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは、www.nta.go.jp）。

確定申告が必要な方

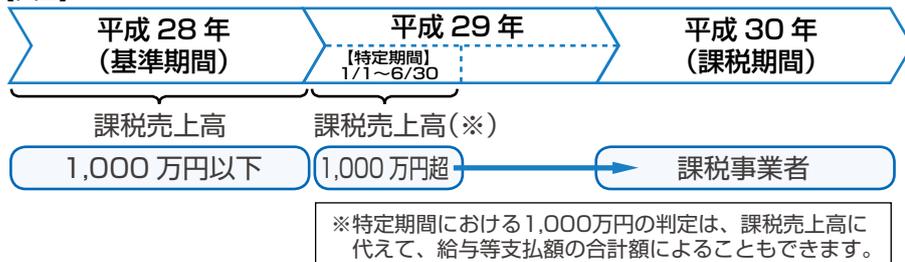
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、1枚の申告書でまとめて行います。

- ① **基準期間**（平成28年分）の**課税売上高**が1,000万円を超える方（下の図1を参照）
- ② **基準期間**（平成28年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、**特定期間**（平成29年1月1日から平成29年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図2を参照）
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



注意

- 上記①～③のいずれかに該当する場合は、平成30年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成30年分の確定申告が必要となります。
- 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成29年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記③にも該当しない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、平成30年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。

消費税・地方消費税の納付税額

一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額} = \text{消費税の納付税額}$$

地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} = \text{地方消費税の納付税額}$$

消費税及び地方消費税と所得税の違い

消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

用語解説

基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年（1月1日から12月31日）をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）と、輸取出引などの免税売上金額の合計額です。

返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）を控除した残額をいいます。ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成28年が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上げ等を除く）が、そのまま平成28年分の課税売上高となります（税抜処理は行いません）。

課税売上げ・課税仕入れ

「課税売上げとは?」、「課税仕入れとは?」（4ページ）を参照してください。

消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引いた金額です。

一般的に、課税仕入れに係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課税売上げとは？

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを非課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■ 事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%（所得税では70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■ 不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■ 譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

課税仕入れとは？

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。

例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけではなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。

なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。

減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

免税される輸取出引等

次のような輸取出引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④ 輸出品物販売場において行った免税対象物品の譲渡

注意

給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりません。従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

帳簿と請求書等の両方の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、課税仕入れ等に係る消費税の控除は認められません。

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用しない場合）には、以下の書類を必ず提出してください。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）

※ 旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合は、付表2に替えて付表1と付表2-(2)を提出する必要があります。

※ 還付申告の方（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した場合）は、**消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）**を確定申告書に添付して提出する必要があります。

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》

- マイナンバーカード（個人番号カード）

※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》

① 番号確認書類 及び ② 身元確認書類

① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通知カード ■ 住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り） などのうち、いずれか一つ
+	
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運転免許証 ■ パスポート ■ 公的医療保険の被保険者証 ■ 身体障害者手帳 ■ 在留カード などのうち、いずれか一つ

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方）提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税額計算に便利な書類

『1. 基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。そこで、所得税の青色申告決算書や収支内訳書等の決算額を基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。

次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利です。ご利用ください。

- 課税取引金額計算表（事業所得用）…〔表イ〕
- 課税売上高計算表…〔表ロ〕
- 課税仕入高計算表…〔表ハ〕

※ この手引きでは、これらの計算表を使用して、税額の計算方法を説明しています。上記のほか、課税取引金額計算表には不動産所得用、農業所得用があります。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくとう便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の方かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の方かるもの	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡（取得）金額の方かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の方かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書

Q. 提出する書類はどこで入手できますか？

A. 2通りの入手方法があります。

● インターネット
国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

● 税務署で
税務署の窓口を用意しています。所轄の税務署でお尋ねください。

税額計算に使用する付表も、同様に入手できます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

この手引きの25～29ページに、確定申告書、付表2及び計算表（表イ・表ロ・表ハ）の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から⑩欄までと、付表2を記入します。

→詳細は9～15ページ

step.1 課税取引の内容を整理する（課税取引金額計算表〔表イ〕）

平成30年分の青色申告決算書等の各欄から、課税取引金額計算表〔表イ〕に金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

step.2 課税売上高の合計を計算する（課税売上高計算表〔表ロ〕）

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高}$$

ならないもの (税込み)

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

step.3 課税標準額を計算する（申告書①）

$$\text{課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額}$$

(税込み)

step.4 消費税額を計算する（申告書②）

課税標準額に税率を掛けて、消費税額を計算します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

課税取引金額計算表〔表イ〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

step.5 課税仕入高の合計を計算する（課税仕入高計算表〔表ハ〕）

$$\text{仕入れ等の金額} - \text{課税仕入れに} = \text{課税仕入高}$$

ならないもの

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2〕を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する（付表2①～④）

$$\text{課税売上額(税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する（付表2⑤～⑦）

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

step.8 課税売上割合を計算する（付表2④/⑦）

資産の譲渡等の対価の額（step.7）に占める、課税資産の譲渡等の対価の額（step.6）の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する（付表2⑧⑨）

$$\text{所得区分ごとの} \times \frac{6.3}{108} - \text{仕入対価の} \times \frac{6.3}{108} = \text{課税仕入れに係る}$$

(税込み) 返還等の金額 (税込み) 消費税額

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する（付表2⑩⑪）

※ 当課税期間における課税売上割合（step.8）が95%未満で、特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた）方のみ計算が必要です。詳しくは20～22ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を計算する（付表2⑫）

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に計算します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する（付表2⑬）

※ 平成29年分において免税事業者であった方が、平成30年分から課税事業者となった場合、又は平成30年分において課税事業者であった方が、平成31年（2019年）分から免税事業者になる場合に、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する（付表2⑭）

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

step.14～16 控除対象仕入税額を計算する（付表2⑮～⑳・申告書④）

- 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合（6ページのstep.8）が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します（付表2⑮）。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合（6ページのstep.8）が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

<個別対応方式>（付表2⑯～⑱）

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>（付表2⑲）

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

- ※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します（付表2⑳㉑）。

注意

一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.17 控除過大調整税額を計算する（付表2㉓㉔・申告書③）

- ※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

- ※ 該当する場合に計算します。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

- ※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

step.20 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額の合計額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥の合計額）を計算します。

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額又は⑧控除不足還付税額}$$

- ※ 申告書②消費税額+③控除過大調整税額-⑦控除税額小計の計算結果がマイナス（負の値）となる場合には、⑧控除不足還付税額を記入します。

step.22 中間納付税額がある場合に記入する（申告書⑩）

step.23 納付税額を計算する（申告書⑪）

又は

step.24 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

step.25 課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書⑮⑯）

課税資産の譲渡等の対価の額（step.6）及び資産の譲渡等の対価の額（step.7）の計算結果を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

その他の項目

リバースチャージ方式による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、申告書⑰欄から⑳欄までを記入します。

→詳細は 16～17 ページ

step.26 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑱又は申告書⑰）
申告書⑨差引税額又は申告書⑧控除不足還付税額の計算結果を転記します。

step.27 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書㉑又は申告書⑲）

$$\begin{array}{l} \text{⑱差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑰控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{17}{63} = \begin{array}{l} \text{㉑納税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑲還付額} \end{array}$$

step.28 中間納付譲渡割額がある場合に記入する（申告書㉒）

step.29 納付譲渡割額を計算する（申告書㉓）
又は

step.30 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉔）

step.31 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（申告書㉕）

$$\begin{array}{l} \left(\text{①納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑲還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) \\ = \text{㉕消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額} \end{array}$$

その他の項目を記入する

→詳細は 18 ページ

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

→詳細は 23 ページ

提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は 3 通りあります。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
3. e-Tax で申告する。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は 5 通りあります。

1. 振替納税を利用する。
2. e-Tax で納付する。
3. クレジットカードで納付する。
4. コンビニエンスストアで納付する。
5. 現金に納付書を添えて納付する。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みは 32 ページ「振替納税の新規（変更）申込み」をご利用ください。

（参考）平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付について

平成 30 年分の確定消費税額（申告書⑨欄の差引税額）が 48 万円を超えた方は、次の区分に応じて平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。

・「48 万円を超え 400 万円以下の方（年 1 回の中間申告・納付）」

平成 30 年分の確定消費税額の 6/12 の消費税額とその 17/63 の地方消費税額を平成 31 年（2019 年）9 月 2 日（月）までに申告・納付してください。

・「400 万円を超え 4,800 万円以下の方（年 3 回の中間申告・納付）」及び「4,800 万円超の方（年 11 回の中間申告・納付）」

申告・納付期限等につきましては、所轄の税務署にお尋ねください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の 17/63 の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

平成 31 年（2019 年）分の 6 月中間申告対象期間の末日は平成 31 年（2019 年）6 月 30 日（日）ですので、平成 31 年（2019 年）分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の 6/12 の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

消費税の税額計算

設例を参考に、消費税額を計算します。

step.1 課税取引の内容を整理する

課税期間（平成30年1月1日～12月31日）における、課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

課税取引金額計算表〔表イ〕（25ページ）を使用します。

- step.1-1** 平成30年分の青色申告決算書等から、課税取引金額計算表〔表イ〕のA欄に金額を転記します。
- step.1-2** A欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B欄に記入します。
- step.1-3** A欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（課税取引金額）（A欄とB欄の差額）を計算し、C欄に記入します。

この手引きの30ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得、不動産所得がある場合は、それぞれの課税取引金額計算表で、課税取引の内容を整理してください。

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成30年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
- 基準期間である平成28年分の課税売上高は、19,951,456円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（24ページ参照）で行っています。
- 平成29年は免税事業者でした。
- 平成30年分の所得税の青色申告決算書の各欄から、課税取引金額計算表へ転記した決算額は以下のとおりです。

- なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。
- ・売上（収入）金額25,280,000円には、課税取引にならないビール券の売上高350,000円が含まれています。
 - ・期首商品棚卸高は全て免税事業者であった平成29年中に仕入れたもので、全て課税取引に係るものです。
 - ・仕入金額17,470,000円には、課税取引にならないビール券の仕入高320,000円が含まれています。
 - ・水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、修繕費、消耗品費、雑費は、全て課税取引に係るものです。
 - ・福利厚生費は、全て労災保険や雇用保険の、雇用主負担分です。
 - ・給料賃金1,233,000円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000円が含まれています。
 - ・地代家賃は、全て地代（非課税取引）です。

- このほかに、店舗を改装し、シャッター代600,000円と、陳列棚代320,000円を支払っています。また、配達用の車両を280,000円で売却しました。
- 売上げや仕入れに係る返品、値引き、割戻しの金額がありますが、それらの金額は売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。

平成30年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所 千代田区霞が関3-1-1 代表者 甲野 太郎 代表者職名 代表取締役
 事業所所在地 同上 電話番号 03-3210-xxxx 代表者印 印
 業種 小売業 業名 甲野商店 業名 業名

平成30年3月14日 損益計算書 自 12月17日 至 12月31日

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	25,280,000	雑収入金額	201,000	貸倒引当金	
期首商品棚卸高	1,741,000	雑損引当金	472,064	繰上利益剰余金	
仕入金額	17,470,000	貸倒引当金	81,000	繰上利益剰余金	
小計	19,211,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
期末商品棚卸高	1,792,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
差引原価	17,419,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
差引金額	7,861,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
租税公課	180,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
荷造運賃	-	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
水道光熱費	105,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
旅費交通費	69,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
通信費	167,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
広告宣伝費	96,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
接待交際費	76,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
損害保険料	105,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
修繕費	121,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
消耗品費	201,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
減価償却費	472,064	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
福利厚生費	81,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
給料賃金	1,233,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
外注工賃	-	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
利子割引料	107,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
地代家賃	120,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
貸倒金	-	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
雑費	48,000	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
計	3,181,064	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	
差引金額	4,679,936	雑損引当金	1,233,000	繰上利益剰余金	

〔表イ〕

課税取引金額計算表

(平成30年分) step.1-1 step.1-2 step.1-3 (事業所得用)

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの	
		B	C (A-B)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	25,280,000	350,000	24,930,000
期首商品棚卸高	1,741,000		
仕入金額	17,470,000	320,000	17,150,000
小計	19,211,000		
期末商品棚卸高	1,792,000		
差引原価	17,419,000		
差引金額	7,861,000		
租税公課	180,000	180,000	0
荷造運賃	-	-	-
水道光熱費	105,000		105,000
旅費交通費	69,000	0	69,000
通信費	167,000	0	167,000
広告宣伝費	96,000	0	96,000
接待交際費	76,000	0	76,000
損害保険料	105,000	105,000	0
修繕費	121,000		121,000
消耗品費	201,000		201,000
減価償却費	472,064	472,064	0
福利厚生費	81,000	81,000	0
給料賃金	1,233,000	1,200,000	33,000
外注工賃	-	-	-
利子割引料	107,000	107,000	0
地代家賃	120,000	120,000	0
貸倒金	-	-	-
雑費	48,000	0	48,000
計	3,181,064	2,265,064	916,000
差引金額	4,679,936		

※ B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.2 課税売上高の合計を計算する

課税売上高計算表〔表口〕(26 ページ)を使用します。

step.2-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イ〕①欄の内容を転記します。

→表口①～③欄にそれぞれ記入します。

step.2-2

課税取引金額計算表(農業所得用)④欄の内容を転記します。

→表口④～⑥欄にそれぞれ記入します。

step.2-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)④欄の内容を転記します。

→表口⑦～⑨欄にそれぞれ記入します。

step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表口⑩～⑫欄を使用します。

step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表口⑬～⑮欄を使用します。

step.2-6

差引課税売上高の合計額を計算します。

→表口⑯欄を使用します。

step.3 課税標準額を計算する(申告書①)

step.3-1

課税売上高の合計(表口⑯欄)に100/108を掛けて、課税取引に係る売上げの合計金額を計算します。

※ 税抜経理方式(24ページ参照)にしている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108を掛けて、課税標準額を計算します。

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額}$$

→表口⑰欄を使用します。

※ 課税売上割合(step.8)が95%未満で、特定課税仕入れがある(事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた)場合には、20～22ページを参照してください。

step.3-2

step.3-1の計算結果(表口⑰欄)の、1,000円未満の端数を切り捨て、申告書①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合：表口

step.2-1

表口①欄に、表イ①A欄 25,280,000円を転記します。

表口②欄に、表イ①B欄 350,000円を転記します。

表口③欄に、表イ①C欄 24,930,000円を転記します。

step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、280,000円－0円＝280,000円と求められます。

step.2-6

課税売上高の合計は、

24,930,000円＋280,000円＝25,210,000円と求められます。

step.3-1

表口⑰欄は、

25,210,000円× $\frac{100}{108}$ ＝23,342,592円と求められます。

step.3-2

step.3-1 23,342,592円の1,000円未満の端数を切り捨て、課税標準額は23,342,000円となります。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

(表口)

項 目		金 額
事業所得に係る課税売上高	損益計算書の売上(収入)金額(課税取引金額計算表(事業所得用)の①A欄の金額) ①	25,280,000
	①のうち、課税売上げにならないもの(課税取引金額計算表(事業所得用)の①B欄の金額) ②	350,000
	差引課税売上高(①－②)(課税取引金額計算表(事業所得用)の①C欄の金額) ③	24,930,000
農業	損益計算書の収入金額(課税取引金額計算表(農業所得用)の④A欄の金額) ④	—
	④のうち、課税売上げにならないもの(課税取引金額計算表(農業所得用)の④B欄の金額) ⑤	—
	差引課税売上高(④－⑤)(課税取引金額計算表(農業所得用)の④C欄の金額) ⑥	—
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額(課税取引金額計算表(不動産所得用)の④A欄の金額) ⑦	—
	⑦のうち、課税売上げにならないもの(課税取引金額計算表(不動産所得用)の④B欄の金額) ⑧	—
	差引課税売上高(⑦－⑧)(課税取引金額計算表(不動産所得用)の④C欄の金額) ⑨	—
所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 ⑩	—
	⑩のうち、課税売上げにならないもの ⑪	—
	差引課税売上高(⑩－⑪) ⑫	—
業務用資産の譲渡に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額 ⑬	280,000
	⑬のうち、課税売上げにならないもの ⑭	0
	差引課税売上高(⑬－⑭) ⑮	280,000
課税売上高の合計額(③+⑥+⑨+⑫+⑮) ⑯		25,210,000
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) <u>25,210,000</u> 円 × $\frac{100}{108}$	(1円未満の端数切捨て) <u>23,342,592</u>
	<small>税抜経理方式にしている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。</small> <small>⑰欄の金額を申告書(一般用・簡易課税用)の「①」欄に記入します(1,000円未満の端数切捨て)。</small> <small>(注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。</small>	

step.4 消費税額を計算する(申告書②)

申告書①課税標準額(1,000円未満切捨て)に、消費税(国税)の税率6.3%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、18ページCを参照してください。

設例 甲野商店の場合

消費税額は、

課税標準額 23,342,000円 × 6.3% = 1,470,546円と求められます。

step.5 課税仕入高の合計を計算する

課税仕入高の合計の計算には、課税仕入高計算表〔表八〕（27 ページ）を使用します。

step.5-1

課税取引金額計算表（事業所得用）〔表イ〕の内容を基に、課税仕入高計算表〔表八〕に計算して記入します。

→表八 ①～③欄を使用します。

step.5-2

課税取引金額計算表（農業所得用）①欄の内容を転記します。

→表八 ④～⑥欄を使用します。

step.5-3

課税取引金額計算表（不動産所得用）⑭欄の内容を転記します。

→表八 ⑦～⑨欄を使用します。

step.5-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、仕入れ等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑩～⑫欄を使用します。

step.5-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑬～⑮欄を使用します。

step.5-6

課税仕入高の合計を計算します。

→表八 ⑯欄を使用します。

step.5-7

課税仕入高の合計（step.5-6）に6.3/108を掛けて、課税仕入れに係る消費税額を計算します。

→表八 ⑰欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表八

step.5-1

表八 ①欄は、表 ③A欄 $17,470,000$ 円 + 表 ③A欄 $3,181,064$ 円 = $20,651,064$ 円

表八 ②欄は、表 ③B欄 $320,000$ 円 + 表 ③B欄 $2,265,064$ 円 = $2,585,064$ 円

表八 ③欄は、表 ③C欄 $17,150,000$ 円 + 表 ③C欄 $916,000$ 円 = $18,066,000$ 円

とそれぞれ求められます。

step.5-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得に該当します。

差引課税仕入高は、

(シャッター代金 $600,000$ 円 + 陳列棚代金 $320,000$ 円) - 課税仕入れにならないもの 0 円 = $920,000$ 円と求められます。

step.5-6

課税仕入高の合計は、

事業所得に係る仕入高 $18,066,000$ 円 + 業務用固定資産の取得に係る仕入高 $920,000$ 円 = $18,986,000$ 円と求められます。

step.5-7

課税仕入れに係る消費税額は、

課税仕入高の合計 $18,986,000$ 円 $\times \frac{6.3}{108} = 1,107,516$ 円と求められます。

甲野商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

〔表八〕

項 目		金 額
事業所得に係る課税仕入高	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③A欄の金額の合計額)	① $20,651,064$ 円
	①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③B欄の金額の合計額)	② $2,585,064$
	差引課税仕入高(① - ②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の③C欄の金額と③C欄の金額の合計額)	③ $18,066,000$
農業	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1A欄の金額)	④ -
	④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1B欄の金額)	⑤ -
	差引課税仕入高(④ - ⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1C欄の金額)	⑥ -
不動産所得に係る課税仕入高	損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③A欄の金額)	⑦ -
	⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③B欄の金額)	⑧ -
	差引課税仕入高(⑦ - ⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③C欄の金額)	⑨ -
所得に係る課税仕入高	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑩ -
	⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪ -
	差引課税仕入高(⑩ - ⑪)	⑫ -
業務用資産の取得に係る課税仕入高	業務用固定資産等の取得費	⑬ $920,000$
	⑬のうち、課税仕入れにならないもの	⑭ 0
	差引課税仕入高(⑬ - ⑭)	⑮ $920,000$
課税仕入高の合計額(③+⑥+⑨+⑫+⑮)		⑯ $18,986,000$
課税仕入れに係る消費税額の計算	(⑯の金額) $18,986,000$ 円 $\times \frac{6.3}{108}$ 税抜経理方式によっている場合は、⑯欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑰ $1,107,516$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.6 から 15 までの計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕(28 ページ) を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

→付表 2 ①～③欄に記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2 ①～③欄の合計)。

→付表 2 ④欄を使用します。

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1

課税資産の譲渡等の対価の額(step.6-2)、表口の各所得の課税売上げにならないもののうち非課税売上額を記入します。

→付表 2 ⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2 ⑤欄と⑥欄の合計)。

→付表 2 ⑦欄を使用します。

step.8 課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高)(step.6-2)を、資産の譲渡等の対価の額(総売上高)(step.7-2)で割ります。

(注)課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に表八で計算した課税仕入れ高の合計(表八 ⑩欄)を、課税仕入れに係る消費税額に表八 ⑪欄をそれぞれ記入します。

→付表 2 ⑧、⑨欄に記入します。

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税売上割合(step.8)が95%未満で、特定課税仕入れがある(事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた)方のみ計算が必要です。詳しくは20～22ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課せられた消費税額*、又は課せられるべき消費税額*がある場合に記入します。

→付表 2 ⑫欄に記入します。

*地方消費税の額を除きます。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

→付表 2 ⑬欄を使用します。A に該当する場合は加算、B に該当する場合は減算することになります。

A 平成 29 年分は免税事業者だったが、平成 30 年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

平成29年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた
棚卸資産で、課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.3}{108} =$ 消費税額の調整額

B 平成 30 年分は課税事業者であるが、平成 31 年(2019年)分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

平成30年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
平成30年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.3}{108} =$ 消費税額の調整額

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

課税仕入れに係る消費税額(step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額(step.10)、課税貨物に係る消費税額(step.11)、消費税額の調整額(step.12)の合計を計算します。→付表 2 ⑭欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：付表 2 の計算

step.6-1

付表 2 ①欄に、表口 ⑰欄 23,342,592円 を転記します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、

課税売上額(税抜き) 23,342,592円 + 0円 + 0円 = 23,342,592円
と求められます。

step.7-1

付表 2 ⑤欄に、step.2-2 23,342,592円 を転記します。

付表 2 ⑥欄に、表口 ②欄 350,000円 を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、

課税資産の譲渡等の対価の額 23,342,592円 + 非課税売上額 350,000円 = 23,692,592円
と求められます。

step.8

課税売上割合は、

課税資産の譲渡等の対価の額 23,342,592円 ÷ 資産の譲渡等の対価の額 23,692,592円 = 98.5%
と求められます。

step.9

付表 2 ⑧欄に、表八 ⑩欄 18,986,000円 を転記します。

付表 2 ⑨欄に、表八 ⑪欄 1,107,516円 を転記します。

step.12

甲野商店は、平成 30 年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整額を行います。

消費税額の調整額は

期首欄
卸 高 1,741,000円 $\times \frac{6.3}{108} =$ 101,558円
と求められます。

step.13

課税仕入れ等の税額の合計額は

課税仕入れに係る消費税額 1,107,516円 + 特定課税仕入れに係る消費税額 0円 + 課税貨物に係る消費税額 0円
± 消費税の調整額 101,558円 = 1,209,074円
と求められます。

step.14

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上(step.8 98.5%)なので、甲野商店は課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

step.14 控除対象仕入税額を計算する →付表2 ⑮～⑲欄を使用します。

A 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が95% 以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入れに係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

B 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.8) が95% 未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

<個別対応方式>

課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げ (免税売上げを含む) にのみ対応するもの、非課税売上げにのみ対応するもの、どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.15 控除税額を調整する

→付表2 ㉔、㉕欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

A 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、平成28年分の消費税の申告において次により控除した場合で、課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表2 ㉔欄に記入します。

- 課税売上割合が95%以上で、全額控除した場合
- 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
- 一括比例配分方式により控除した場合

B 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから3年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表2 ㉔欄に記入します。

- 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
- 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

設例 甲野商店の場合：付表2

甲野商店の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

第28-1)号様式 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		課税期間 30.1.1 ~ 30.12.31	氏名又は名称 甲野 太郎
項 目	金 額		
課税売上額 (税抜き) ①	23,342,592		step.6-1
免税売上額 ②	0		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③	0		step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④	23,342,592		step.7-1
課税資産の譲渡等の対価の額 (④) の金額 ⑤	23,342,592		step.7-2
非課税売上額 ⑥	350,000		step.8
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦	23,692,592		
課税売上割合 (④ / ⑦)	98.5 %		
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) ⑧	18,986,000		step.9
課税仕入れに係る消費税額 (⑧ × 6.3 / 108) ⑨	1,107,516		step.10
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑩	0		step.11
特定課税仕入れに係る消費税額 (⑩ × 6.3 / 100) ⑪	0		step.12
課税貨物に係る消費税額 ⑫	0		step.13
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整 (加算又は減算) 額 ⑬	101,558		step.14-A
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑪+⑬) ⑭	1,209,074		step.14-B
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑭) の金額 ⑮	1,209,074		
課税売上高が5億円超かつ、 課税売上割合が95%未満の場合 ⑯			
⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの の金額 ⑰			
⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するものの金額 ⑱			
個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑰+⑱) の金額 ⑲			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑲ × ⑮ / ⑭) の金額 ⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整 (加算又は減算) 額 ㉑	0		step.15-A
調整対象固定資産を課税業務用 (非課税業務用) に転用した場合の調整 (加算又は減算) 額 ㉒	0		step.15-B
控除対象仕入税額 (⑲+⑳) がプラスの時 ㉓	1,209,074		step.16
控除超過調整税額 (⑲+⑳) がマイナスの時 ㉔			申告書㉕
貸倒回収に係る消費税額 ㉕			

step.16 差引控除対象仕入税額を計算する

→付表2 ㉔欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.14) と、控除税額の調整額 (step.15) の差額を計算します。

差額がプラス (正の値) の場合は、控除対象仕入税額 (付表2 ㉔欄) です。計算結果を申告書④欄に転記します。差額がマイナス (負の値) の場合は、step.17に進んでください。

調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、建物 (附属設備を含む)、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で、一取引単位についての購入価額 (税抜き) が100万円以上のものをいいます。詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.17 控除過大調整税額を計算する（申告書③）

step.16（13 ページ）の計算結果がマイナス（負の値）の場合に、その計算結果を付表 2 ㉓欄に記入します。
課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下、「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、平成 30 年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表 2 ㉔欄に記入します。
付表 2 ㉓控除過大調整税額と、付表 2 ㉔貸倒回収に係る消費税額を合計し、**申告書③欄**に記入します。

$$\text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなり、その売掛金等を回収した場合は 4/105 となります。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を**申告書⑤欄**に記入します。

$$\text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{⑤返還等対価に係る消費税額}$$

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに対して返品を受け又は値引き、割戻しをした場合は 4/105 となります。
※ 申告書⑤欄に記載がある場合は、12 ページ step.6 の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に 100/108 を掛けた金額を差し引いた金額となります。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を控除します。この計算結果を**申告書⑥欄**に記入します。
なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

$$\text{貸倒れに係る金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は 4/105 となります。

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、申告書③、⑤、⑥欄の計算の必要はありません。

- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
- ・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

step.20 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥）を合計し、⑦控除税額小計を計算します。その計算結果を**申告書⑦欄**に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、
 $1,209,074$ 円 + 0 円 + 0 円
= $1,209,074$ 円
と求められます。

step.21 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

課税売上げに係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、100 円未満を切り捨て、**申告書⑨欄**に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

※ 差引税額が 48 万円超の場合は、平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。8 ページを参照してください。

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を**申告書⑧欄**に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

差引税額は、
 $1,470,546$ 円 + 0 円 - $1,209,074$ 円
= $261,472$ 円 → $261,400$ 円
(100 円未満切捨て)
と求められます。

step.22 中間納付税額を記入する（平成 30 年分の中間申告を行った方）（申告書⑩）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 30 年の消費税の中間納付税額の合計額を、**申告書⑩欄**に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計して**申告書⑩欄**に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.23 納付税額を計算する（申告書⑪）

申告書⑨差引税額が、⑩中間申告による納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑪欄**に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、step.24 に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、

$$\text{差引税額 (100円未満切捨て)} \quad 261,400 \text{円} - 0 \text{円} \\ = 261,400 \text{円}$$

と求められます。

step.24 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

申告書⑩中間申告による納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑫欄**に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.25 課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書⑮⑯）

step.6-2（付表 2 ④）の課税資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑮欄**に転記します。

step.7-2（付表 2 ⑦）の資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑯欄**に転記します。

設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10 ページ）

$$25,210,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 23,342,592 \text{円} \rightarrow 23,342,000 \text{円} \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

申告書②欄（10 ページ）

$$23,342,000 \text{円} \times 6.3\% = 1,470,546 \text{円}$$

申告書④欄（11～13 ページ）

$$1,107,516 \text{円} + 0 \text{円} + 101,558 \text{円} \\ = 1,209,074 \text{円}$$

申告書⑦欄（14 ページ）

$$1,209,074 \text{円} + 0 \text{円} + 0 \text{円} = 1,209,074 \text{円}$$

申告書⑨欄（14 ページ）

$$1,470,546 \text{円} + 0 \text{円} - 1,209,074 \text{円} \\ = 261,472 \text{円} \rightarrow 261,400 \text{円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

申告書⑪欄（15 ページ）

$$261,400 \text{円} - 0 \text{円} = 261,400 \text{円}$$

申告書⑮欄（12・15 ページ）

付表 2 ④欄から転記します。

申告書⑯欄（12・15 ページ）

付表 2 ⑦欄から転記します。

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①						2	3	3	4	2	0	0	0	03
消費税額	②						1	4	7	0	5	4	6		06
控除過大調整税額	③														07
控除対象仕入税額	④						1	2	0	9	0	7	4		08
返還等対価に係る税額	⑤														09
貸倒れに係る税額	⑥														10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦						1	2	0	9	0	7	4		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧														13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨						2	6	1	4	0	0			15
中間納付税額	⑩												0	0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪						2	6	1	4	0	0			17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫												0	0	18
この申告書 が修正申告 である場合	⑬														19
既確定税額 差引納付税額	⑭												0	0	20
課税売上 割合	⑮						2	3	3	4	2	5	9	2	21
資産の譲渡 等の対価の額	⑯						2	3	6	9	2	5	9	2	22

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.26 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑱又は申告書⑰）

申告書⑨欄に記入がある場合は、申告書⑨差引税額を申告書⑱欄に転記します。

申告書⑧欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記します。

step.27 譲渡割額（納税額）又は 譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書⑲）

■譲渡割額（納税額）

次の計算式により計算し、計算結果の100円未満を切り捨て、申告書⑳欄に記入します。

$$\text{⑱差引税額} \times \frac{17}{63} = \text{⑳納税額} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

設例 甲野商店の場合

納税額は、

$$261,400 \text{円} \times \frac{17}{63} = 70,536 \text{円} \rightarrow 70,500 \text{円} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

と求められます。

■譲渡割額（還付額）

次の計算式により計算し、計算結果を申告書⑲欄に記入します。

$$\text{⑰控除不足還付税額} \times \frac{17}{63} = \text{⑲還付額}$$

step.28 中間納付譲渡割額を記入する（平成30年分の中間申告を行った方）（申告書㉑）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成30年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉑欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.29 納付譲渡割額を計算する（申告書㉒）

申告書㉑納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉒欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉒欄は空欄のまま、step.30に進んでください。

$$\text{⑳納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$70,500 \text{円} - 0 \text{円} = 70,500 \text{円}$$

と求められます。

step.30 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉓）

申告書㉑中間納付譲渡割額が、㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

step.31 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）（申告書㉔）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書㉔欄に記入します。

なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（-）を記入してください。

$$\left(\text{①納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑲還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

A 提出日・提出先税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日

申告書を提出する年月日を記入します。

提出先税務署名

申告書を提出する税務署名を記入します。

納税地・屋号

申告する事業者の現住所と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）

申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。

税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

詳しくは、5ページを参照してください。

氏名

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

B 課税期間・表題

課税期間

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日）です。なお、税務署から送付する申告書では、課税期間はあらかじめ印字してあります。

表題

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

C 付記事項・参考事項

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

控除税額の計算方法

step.14（13ページ）で適用した計算方法に○印をつけます。

特定課税仕入れに係る別表の提出有

別表を提出する場合には○印をつけます。

基準期間の課税売上高

平成28年分の課税売上高を記入します。

D ①及び②の内訳

課税標準額

6.3%欄に申告書①欄の課税標準額を転記します。旧税率がある場合は、その分の金額を区分して記載します。

消費税額

6.3%欄に申告書②欄の消費税額を転記します。旧税率がある場合は、その分の金額を区分して記載します。

E ⑰又は⑱の内訳

6.3%分欄は、申告書⑰欄又は⑱欄の金額を転記します。なお、4%分欄は、4%が適用される取引がある場合に記載します。

※ 申告書⑰欄の金額を転記する場合には、マイナス表記してください。

F 還付を受けようとする金融機関等

還付申告となる場合（申告書⑳欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみの口座**をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- ・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
- ・名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」、「口座番号」は記入しないでください。

・記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受ける金融機関等	※記入不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	※記入不要	預金 口座番号	※記入不要	
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	/xxxx0-xxxxxxxxxx		
	郵便局名等	※記入不要		

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

G 税理士法に基づく書面を提出する場合

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

これで申告書は完成しました。完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

G K O 3 0 3

第27-(1)号様式

平成31年3月14日 麹町 税務署長殿

納税地 千代田区霞が関3-1-1
(電話番号 03-3210-XXXX)

(フリガナ) コウノショウテン

屋号 甲野商店

個人番号 XXXXXXXXXX
(フリガナ) コウノ タロウ

氏名 甲野太郎

一連番号

※ 所管 理号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日

18ページA参照

個人事業者用

18ページB参照

自平成30年1月1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至平成30年12月31日

(中間申告 自平成 年 月 日) の場合の
対象期間 至平成 年 月 日

平成二十七年十月一日

9~17ページ参照

この申告書による消費税の税額の計算		十兆	千九百	十億	千九百	十萬	千九百	十	一	円
課税標準額	①			2334	2000					00
消費税額	②			1470	546					06
控除過大調整税額	③									07
控除対象仕入税額	④			1209	074					06
控除に係る税額	⑤									09
税貸倒れに係る税額	⑥									10
控除税額小計	⑦			1209	074					04
控除不足還付税額	⑧									13
差引税額	⑨			2614	000					15
中間納付税額	⑩									16
納付税額	⑪			2614	000					17
中間納付還付税額	⑫									18
この申告書が修正申告である場合	⑬									19
差引納付税額	⑭									20
課税売上割合	⑮			2334	2592					21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯			2369	2592					22
この申告書による地方消費税の税額の計算										
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰									51
差引税額	⑱			2614	000					52
譲渡還付額	⑲									53
納税額	⑳			705	000					54
中間納付譲渡割額	㉑									55
納付譲渡割額	㉒			705	000					56
中間納付還付譲渡割額	㉓									57
この申告書が修正申告である場合	㉔									58
差引納付譲渡割額	㉕									59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖			3319	000					60

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
延払基準等の適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	32
工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	33
現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	35
控除算税額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	個別対応方式	41
	上記以外	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	
特定課税仕入れに係る別表の提出	<input type="radio"/>	基準期間の課税売上高	19,951千円	
①及び②の内訳	区分 課税標準額		消費税額	
	3%分	千円	円	
	4%分	千円	円	
③の内訳	6.3%分	23,342千円	1,470,546円	
④又は⑤の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額			
	4%分		円	
	6.3%分		261,400円	
還付する金額	銀行 本店・支店			
	金庫・組合 出張所			
	農協・漁協 本所・支所			
預金口座番号				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号				
郵便局名等				
※税務署整理欄				
税理士署名押印				
	(電話番号 - -)			
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有			
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有			

18ページC参照

18ページD参照

18ページE参照

18ページF参照

18ページG参照

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
 - その他の項目
 - リバースチャージ方式による申告
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

①=(①+②)-(③)+(④+⑤+⑥) 修正申告の場合④=①+②
⑦が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

リバースチャージ方式

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

リバースチャージ方式による申告

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

1. リバースチャージ方式による申告が必要な事業者

申告の対象となる課税期間において「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を受けた場合で、その課税期間について一般課税により申告する事業者で、課税売上割合が95%未満の事業者

2. リバースチャージ方式による申告方法等

リバースチャージ方式による申告における課税標準額等は、次のとおりとなります。

① 課税標準額

国内事業者自身が行った課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額が、当該課税期間における課税標準額となります（1,000円未満切捨て）。

② 仕入税額控除の対象となる消費税額

特定課税仕入れ以外の課税仕入れに係る支払対価の額に6.3/108を掛けた金額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額に6.3/100を掛けた金額の合計額が、当該課税期間における仕入税額控除の対象となる消費税額となります。

注意

課税売上割合が95%以上の事業者や、簡易課税制度が適用される事業者については、「特定課税仕入れ」を行った場合でも、経過措置により当分の間、「特定課税仕入れ」はなかったものとして、消費税法が適用されます。したがって、消費税の申告の際に課税標準及び課税仕入れのいずれにも含まれず、リバースチャージ方式による申告も必要はありません。

《特定課税仕入れがある場合の申告書の記載方法》

課税売上割合が95%未満で、特定課税仕入れがある場合の申告書の記載方法については、次の設例に基づいて説明します（申告書、別表【特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書】及び付表2を使用します。）。

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間（平成30年1月1日～12月31日）中の売上高を課税売上高、免税売上高、非課税売上高に区分して集計します。また、特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税仕入れのうち、特定課税仕入れの金額とそれ以外の金額とに区分して集計します。

設例 乙野商店の場合

乙野商店の平成30年分の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

	(単位：円)
1 課税期間中の売上高	
(1) 課税売上高（税込み）	54,000,000
(2) 非課税売上高	24,000,000
2 課税期間中の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。）の金額（税込み）	32,400,000
(内訳) 課税売上げにのみ要するもの	21,600,000
非課税売上げにのみ要するもの	7,560,000
課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	3,240,000
3 課税期間中の特定課税仕入れの金額	800,000
(内訳) 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	800,000

課税取引金額計算表〔表イ〕B欄には、特定課税仕入れに係る支払対価の額を含めて記入します。なお、B欄に含まれている特定課税仕入れの額を別表③欄及び付表2⑩欄へ移記します。

〔表イ〕

項目	決算期	A 入札又は買取付に あつたもの		B 課税取引金額	C (A-B)
		円	円		
売上（収入）金額 〔課税売上金額〕	①				
戻上金	②				
経費控除額	③				
仕入税額控除額	④				
特定課税仕入れ	⑤				
課税売上高	⑥				
非課税売上高	⑦				
課税売上高	⑧				
課税売上高	⑨				
課税売上高	⑩				
課税売上高	⑪				
課税売上高	⑫				
課税売上高	⑬				
課税売上高	⑭				
課税売上高	⑮				
課税売上高	⑯				
課税売上高	⑰				
課税売上高	⑱				
課税売上高	⑲				
課税売上高	⑳				
課税売上高	㉑				
課税売上高	㉒				
課税売上高	㉓				
課税売上高	㉔				
課税売上高	㉕				
課税売上高	㉖				
課税売上高	㉗				
課税売上高	㉘				
課税売上高	㉙				
課税売上高	㉚				
課税売上高	㉛				
課税売上高	㉜				
課税売上高	㉝				
課税売上高	㉞				
課税売上高	㉟				
課税売上高	㊱				
課税売上高	㊲				
課税売上高	㊳				
課税売上高	㊴				
課税売上高	㊵				
課税売上高	㊶				
課税売上高	㊷				
課税売上高	㊸				
課税売上高	㊹				
課税売上高	㊺				
課税売上高	㊻				
課税売上高	㊼				
課税売上高	㊽				
課税売上高	㊾				
課税売上高	㊿				

注：B欄には、特定課税仕入れに係る支払対価の額、非課税仕入れに係る支払対価の額、戻上金の額、課税取引金額の合計額を記入します。また、C欄には、特定課税仕入れに係る支払対価の額から戻上金の額を控除した金額を記入します。

II 申告書の記載方法

■ 1 課税標準額を計算する（申告書①）

申告書①欄は別表①欄から転記しますので、先に別表を作成します。

◇別表の作成

(1) 別表②欄

課税売上高（税込み）に 100/108 を掛けて計算した金額を記入します。

$$54,000,000 \text{ 円 (課税売上高 (税込み))} \times 100/108 = 50,000,000 \text{ 円}$$

(2) 別表③欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入します。

設例の場合は、特定課税仕入れの金額 800,000 円を記入します。

(3) 別表①欄

(1)の金額及び(2)の金額を合計し、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額を記入します。

$$50,000,000 \text{ 円} + 800,000 \text{ 円} = 50,800,000 \text{ 円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に計算します。

(4) 別表「②及び③の内訳」欄

「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等の対価の額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び合計をそれぞれの区分に応じた欄に記入します。

別表の作成が終わったら、別表①欄の金額を申告書①欄に転記し、申告書の残りの項目の計算に戻ります。

■ 2 消費税額を計算する（申告書②）

1で算出した課税標準額に消費税（国税）の税率 6.3%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$50,800,000 \text{ 円 (課税標準額)} \times 6.3\% = 3,200,400 \text{ 円}$$

■ 3 控除過大調整税額と控除対象仕入税額及び課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書③、④、⑮、⑯）

この欄は付表2から転記しますので、ここで付表2を作成します。

◇「付表2」の作成

(1) 付表2①欄

$$54,000,000 \text{ 円 (課税売上高 (税込み))} \times 100/108 = 50,000,000 \text{ 円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に 100/108 を掛けた金額が①欄の金額となります。

(2) 付表2⑥欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記入します。

設例の場合は、非課税売上高 24,000,000 円を記入します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要になる場合があります。

(3) 付表2「課税売上割合（④／⑦）」欄

$$\frac{50,000,000 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))}}{50,000,000 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))} + 24,000,000 \text{ 円 (非課税売上額)}} = 67.567\% < 95\% \left(\begin{array}{l} \text{※ 課税売上割合が 95\% 未満なので、特定課} \\ \text{税仕入れについて申告が必要となります。} \end{array} \right)$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(4) 付表2⑧欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記入します。なお、控除しきれない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

設例の場合は、課税仕入れの金額（税込み）32,400,000 円を記入します。

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入高から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記入します。

(5) 付表2⑨欄

$$32,400,000 \text{ 円 (⑧欄 (課税仕入れの金額 (税込み)))} \times 6.3/108 = 1,890,000 \text{ 円}$$

(6) 付表2⑩欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記入します。なお、控除しきれない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

設例の場合は、特定課税仕入れの金額 800,000 円を記入します。

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入高から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算調整

下書き用申告書等

申告・納付の期限

平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**平成31年(2019年)4月1日(月)**です。なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は平成31年(2019年)3月15日(金)ですので、お間違えないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。なお、提出が必要な書類については、5ページを参照してください。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する
確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。
※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。

2. 所轄の税務署の受付に提出する

- ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
- ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

3. e-Tax で申告する

納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、5通りあります。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

1. 振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。平成30年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**平成31年(2019年)4月24日(水)**です。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

- ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。
- ※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

2. e-Tax で納付する

自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

3. クレジットカードで納付する

インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

4. QRコードによりコンビニエンスストアで納付する

平成31年(2019年)1月以降、ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成

(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

- ※ 納付できる金額は30万円以下となります。
- ※ 納付できるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

5. 現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

振替納税をお勧めします

振替納税のお申込みは、**平成31年(2019年)4月1日(月)**までにこの手引きの32ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。)に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 平成31年(2019年)4月1日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成31年(2019年)4月2日から平成31年(2019年)6月1日まで	年「7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
平成31年(2019年)6月2日以降	年「14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「 修正申告書 」を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「 更正の請求書 」を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

9

所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳しいことは、所轄の税務署へお尋ねいただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆ また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

[作成コーナー](#)



課税取引金額計算表…〔表イ〕

この計算表は見本です。

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(平成 年分)

(事業所得用)

科 目		A	B	C (A-B)
		決 算 額	Aのうち課税取引に ならないもの	課税取引金額
売 上 (収 入) 金 額 (雑 収 入 を 含 む)		円	円	円
売 上 原 価	①			
	期首商品棚卸高	②		
	仕 入 金 額	③		
	小 計	④		
	期末商品棚卸高	⑤		
差 引 原 価	⑥			
差 引 金 額	⑦			
経 費	租 税 公 課	⑧		
	荷 造 運 賃	⑨		
	水 道 光 熱 費	⑩		
	旅 費 交 通 費	⑪		
	通 信 費	⑫		
	広 告 宣 伝 費	⑬		
	接 待 交 際 費	⑭		
	損 害 保 険 料	⑮		
	修 繕 費	⑯		
	消 耗 品 費	⑰		
	減 価 償 却 費	⑱		
	福 利 厚 生 費	⑲		
	給 料 賃 金	⑳		
	外 注 工 賃	㉑		
	利 子 割 引 料	㉒		
	地 代 家 賃	㉓		
	貸 倒 金	㉔		
		㉕		
		㉖		
		㉗		
		㉘		
		㉙		
		㉚		
	雑 費	㉛		
計	㉜			
差 引 金 額	㉝			

※ B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課 税 売 上 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額		
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	①	円
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②	
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③	
	農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④	
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤	
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥	
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦		
	⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧		
	差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨		
課税所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額	⑩		
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪		
	差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫		
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬		
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭		
	差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮		
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）		⑯		
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) _____ 円 × $\frac{100}{108}$ 税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑰	(1円未満の端数切捨て)	
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。 (注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑯欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。			

課 税 仕 入 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額		
事業所得に係る課税仕入高	営業等	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③2A欄の金額の合計額)	①	円
		①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③2B欄の金額の合計額)	②	
		差引課税仕入高 (① - ②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の③C欄の金額と③2C欄の金額の合計額)	③	
	農業	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1A欄の金額)	④	
		④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1B欄の金額)	⑤	
		差引課税仕入高 (④ - ⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1C欄の金額)	⑥	
不動産所得に係る課税仕入高		損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭A欄の金額)	⑦	
		⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭B欄の金額)	⑧	
		差引課税仕入高 (⑦ - ⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭C欄の金額)	⑨	
課税所得に係る課税仕入高		損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑩	
		⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪	
		差引課税仕入高 (⑩ - ⑪)	⑫	
業務用資産の取得に係る課税仕入高		業務用固定資産等の取得費	⑬	
		⑬のうち、課税仕入れにならないもの	⑭	
		差引課税仕入高 (⑬ - ⑭)	⑮	
課税仕入高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫+⑮)			⑯	
課税仕入れに係る消費税額の計算	(⑯の金額) _____ 円 × $\frac{6.3}{108}$ 税抜経理方式によっている場合は、⑯欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。		⑰	(1円未満の端数切捨て)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表2 控除対象仕入税額の計算表（一般用）

この計算表は見本です。

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目				金 額	
	課税売上額（税抜き）	①			円
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
	非課税売上額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			※申告書の⑯欄へ
課税売上割合（④ / ⑦）				[%] ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧			※注2参照	
	課税仕入れに係る消費税額（⑧ × 6.3 / 108）	⑨			※注3参照
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩			※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
	特定課税仕入れに係る消費税額（⑩ × 6.3 / 100）	⑪			※注3参照
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑬			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑪+⑫±⑬）				⑭	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑭の金額）				⑮	
課税5億円超又は 95%未満の場合 個別対応方式 又は一括比例配分方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯			
	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭ × ④ / ⑦)	⑲			
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉑			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑] がプラスの時	㉒			※申告書の④欄へ
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑] がマイナスの時	㉓			※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額				㉔	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑱欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑱欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ③欄と②欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書（一般用）

この申告書は見本です。

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 年 月 日

（ 中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
消費税額	②	0 0 0 03	
控除過大調整税額	③		
控除税額	控除対象仕入税額	④	08
	返還等対価に係る税額	⑤	09
	貸倒れに係る税額	⑥	10
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	13	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0 15	
中間納付税額	⑩	0 0 16	
納付税額 (⑨ - ⑩)	⑪	0 0 17	
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫	0 0 18	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	0 0 20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	0 0 52
譲渡 割額	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	0 0 54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0 55	
納付譲渡割額 (㉑ - ㉒)	㉒	0 0 56	
中間納付還付譲渡割額 (㉒ - ㉑)	㉓	0 0 57	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0 59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖		60

㉖ = (①+②) - (③+④+⑤+⑥)・修正申告の場合㉖ = ④+⑤
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	適用	有	無	31	
割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	31	
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	33	
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	34	
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35	
	控除税額方 額の法 上 記 以 外	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応 方式	41
			<input type="checkbox"/>	一括比例 配分方式	
			<input type="checkbox"/>	全額控除	
特定課税仕入れに 係る別表の提出有	<input type="checkbox"/>	基準期間の 課税売上高	千円		
①及び ②の 内訳	区分	課税標準額	消費税額		
	3%分	千円	円		
	4%分	千円	円		
⑦又は ⑧の 内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	4%分		円		
	6.3%分		円		
還付 する 金 融 機 関 等	銀行	本店・支店			
	金庫・組合	出張所			
	農協・漁協	本所・支所			
	預金	口座番号			
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 と等	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-			
	郵便局名等				
※税務署整理欄					
税理士 署名押印	Ⓔ (電話番号 - -)				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有				
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有				

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）	△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金 【免税となるもの】 輸出取引等収入
期首商品棚卸高	×	(注)
仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
小計		
期末商品棚卸高	×	(注)
差引原価		
差引金額		
租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
荷造運賃	△	国際運賃
水道光熱費	○	
旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
通信費	△	国際通信・国際郵便料金
広告宣伝費	△	プリペイドカード等の購入費
接待交際費	△	慶弔費・饗別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
損害保険料	×	全て課税仕入れになりません。
修繕費	○	
消耗品費	○	
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費 (慰安旅行費等は課税仕入れ)
給料賃金	▽	給料・賞与・退職金（通勤手当は課税仕入れ）
外注工賃	○	
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代家賃	△	地代、住宅家賃
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
雑費	△	損害賠償金
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
販売金額	△	【免税となるもの】 輸取出引等収入
家事消費金額	○	
事業消費金額	▽	種苗等による事業消費
雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 対価性のない補助金、保険金
小計		
農産物の期首棚卸高		(注)
農産物の期末棚卸高		(注)
計		
租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
種苗費	△	自給分
素畜費	△	自給分
肥料費	△	自給分
飼料費	△	自給分
農具費	○	
農業・衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	○	
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
荷造運賃手数料	△	国際運賃
雇人費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賄費などは課税仕入れ)
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代・賃借料	△	地代
土地改良費	▽	経常賦課金、 道路や水路等に係る特別賦課金 (注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
貸倒金	×	
雑費	△	損害賠償金
小計		
農産物以外の期首棚卸高		(注)
農産物以外の期末棚卸高		(注)
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

注 平成29年が免税事業者であった場合、もしくは平成31年(2019年)に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。

○..... 課税売上げ（仕入れ）になるもの

×..... 課税売上げ（仕入れ）にならないもの

△..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの

▽..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

